

佐呂間村弘報



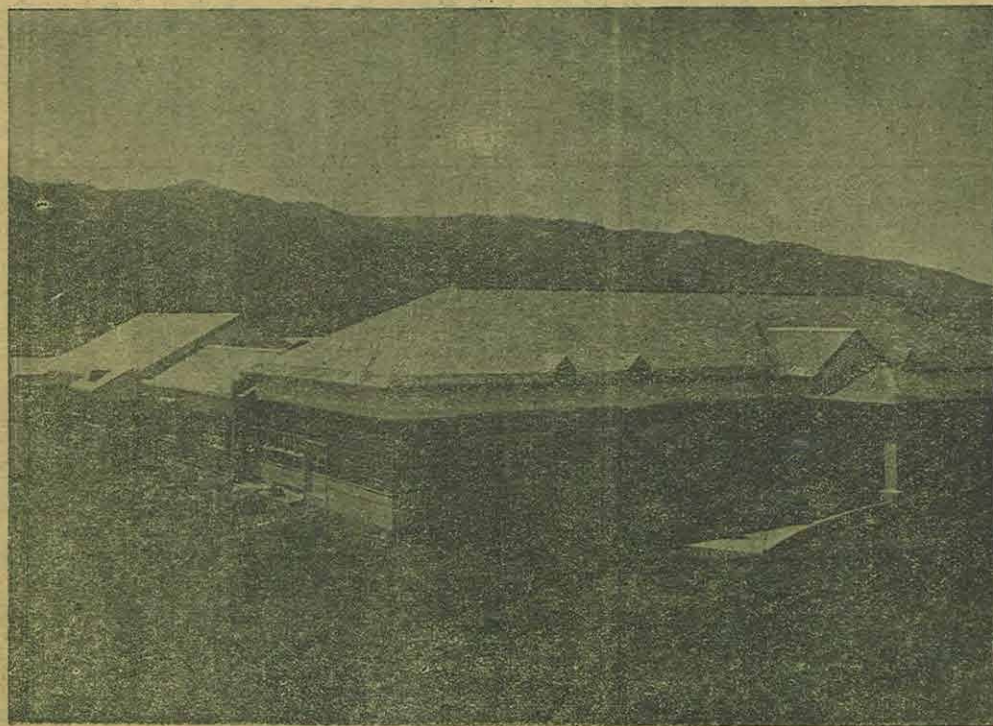
國保病院の開院式舉行される

村長式辭

客年村民待望のうちに診療の業務を開始いたしました佐呂間村国民健康保険病院の開院式を二月二十日佐呂間中学校に於て知事代理豊島主事、網走支廳古田次長、管内各町村長並びに村内各有志の來賓一三〇名の出席を得極めて盛大に舉行されました。この日、村長は社会保障制度の根幹たるべき國保事業が光榮ある佐呂間村に確立し福祉の増進と繁榮が約束されたとのべなおいくたの困難を予想せられ、國保事業の今後の運営こそ、村民各位の一致した協力を得なければ達成出来ない旨の式辭を述べ、引續き豊島知事代理、古田網走支廳長代理その他來賓の祝辭電の披露が終え、引續き國保病院長の挨拶があつて式を

改正に伴い急速に話が進められ健康で明るい村民の福祉の増進を念願いたしまして、國民健康保険事業の再開と直營病院の建設の議を村議會に提出致しました。眞剣なる議論のうちに議員諸氏の賛成を得此の事業に着手したのであります。一部村民より最近に於ける農家經濟を破綻せしめるものであるとの理由に基く反對があつ

發行所
佐呂間村字中佐呂間
佐呂間村役場
電話9-29番
發行人
榮時治
編輯人
有川一義
印刷所
北見市三條東一丁目
泉印刷所
電話48番



佐呂間村國民健康保險病院全景

終戦後
年月を
経てや
つと本
年は主
権國家として日本獨立への祝
びに燃ゆる輝かしい記念の年で
あります。

國旗を掲げ
ましょう

民主主義といふ言葉の吐き
違いか且つ國の祝祭日の意
義がまだ徹底しないのかこ
の日に最も大切な國旗を掲
げる事すら稀れであります
國旗こそは新日本のシンボ
ルであります。

吾々は凡て國の祝祭日には
必らず國旗を掲げる様に致
しましょう。

たのであります。

もとより爲政者としてこの經濟の推移に目を要する者ではなく、むしろ不時の災害による停戦や病氣のために支出しなければならぬ多額な醫療費こそ農家の經濟を破壊せしめるものであります。僅かな保險税を納めることによつて誰でもが醫療と施設の定備した村の醫療機關たる病院で療養が受けられるならば、この事業こそ間接するの地に於ける村民の福祉に貢献するものが大であり、農家經濟の基礎が確定せられるものと信じ、事業完遂の決意を新にせしめ、あえて本事業の推進を決定した次第であります。

今茲に二年猶豫の日月と五百萬円の村費三百二十萬円の國道費補助四百六十萬円の長期起債等によりました佐呂間市街の中央に瀟灑たる建物とし、その施設の定備せる総合病院として他村に誇つて愧ない佐呂間村國民健康保險病院が竣工致したのであります。

工事の内容につきましては建築二四五年、柱、木造平家建、基礎布コンクリートにして総工事費五百二十余万円であり、昭和二十五年十月下旬六名のものを定め指名入札せるも、不落札なるため直營工事として同年十一月初旬より基礎工事を開始施行者佐呂間市街岸喜一氏、木材は佐呂間營林場よりの御承慮により拂下げを受けたのであります。大工事施行者佐呂間市街大工組合組合長吉田喜重氏、建築佐久美松治氏、躯体工事施行者井上光男氏、屋根工事施行者証組合長利助氏、建築工事施行者今井氏、電気工事施行者面邦夫氏等關係者は一切利益を

度外した献身的な努力によつて、凡てを完了したのであります。

建物の内容は事務室一、薬局一、診療室三（内科、外科、小兒科、婦人科その他）レントゲン室一、物療室一、処置室一、待合室一、手術室及手術室各一、院長室一、病室六、看護婦室及詰所三、當直室、小使室、炊事場その他であります。

診療設備について三〇〇センチ、手術台その他近所にない諸診療設備を定備し、定等経費約六百万円を要しているものであります。

諸事万端事ここに至りますには、もとより道廳、當局並に支廳、保健所、国保連合会等に於かれ、また熱心なる御指導と管内より選出せられた代議士、北海道議會議員、諸先生の御援助と御支援の賜でありまして、多難なる村政を運営し來られた処の村議會議員諸氏並びに村民各位の一致した御協力とその専門的な立場から御援助をおしめられた村内開業醫師諸先生の御高配によるものと深く感謝いたすものであります。

今や民主国家の理念に基づく新生日本がすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を與えることを保障することのできる社会保障制度の根幹たるべき国保事業がこの光榮ある佐呂間村に確定し、福祉の増進と繁榮を約束づけて下さつたのであります。

こうして茲に新に誕生致しました本村国民健康保険病院の今後の運営振興については一つに來賓各位及び村民各位の絶えざる所の御援助と御力添えなく到底期待し得られぬものであります。

以上茲に粗辭ではございましたが、開院の式典に當り一言申述べて式辭と致します。

て特に御懇願申上ぐる次第であります。

知事祝辭

本日ここに佐呂間村国民健康保険病院開院記念式典に臨み、親しく各位に所懐の一端を申述べ、機会を得ましたことは、私の最も欣快とするところであります。

顧みますに、昭和十三年四月に国民健康保険法が施行されて以來、ここに十五年、その間幾多困難なる事態の連続ではありましたが、各位の日夜を分かたぬ御努力によりまして今日の全国的な普及をみ、社会保険の大宗たる普及組織をも得ましたことは御同慶に堪えないところであります。

しかしながら、つづさに健康保険の現状を視察するとき、この制度の理想は高遠且つ明確ではあります、その実状は必ずしも満足すべき状態ではないのであります。

御承知のように国民健康保険は国民の健康を保全するために国民がつくる国民全体の共済制度でありまして、昭和二十三年七月の法改正により、近い將來において制度をみる運びとなつておる社会保障制度の準備段階に置かれてゐる本制度の果さねばならぬ後援は、民生安定上極めて重要である事は多言を要しないところであります。

かかる秋、當佐呂間村におきましては本事業運営の万全を期するたに、国民健康保険面営業病院の設置が最善の方法であることと察知され、国民健康保険事業再開と同時に今日ここに、健康を保持増進せんとする社会

施策の一貫である国民健康保険制度を確固たる基盤上に確立し、將來の社会福祉施設として発展せしむる必要を痛感するものであります。

いまでもなく戦後の日本は旧日本とは生れかわつた新しい日本であります。

支廳長祝辭

講和後始めての輝かしい新年を迎へ、本日茲に佐呂間村国民健康保険病院の新築成り開院式を挙げられるに當り不肖招かれまして村民各位と共に祝意を述べ、機会を得ましたことは私の最も欣快とするところであります。

惟うに終戦後七ヶ年余、この深刻な社会情勢の轉換期に際しまして、社会保障の問題は近時民生安定に関する諸問題の一翼として、愈々重要性を加えて参りましたが、なかなかすぐ医療保障の問題は現下我が国の當面致して居ります諸問題と共に国民生活に及ぶ重大なる課題であり、更に今後の社会経済の状況を予想致しますとき、あらゆる難局を打開して医療費の経済的重担を軽減し、一般国民生活の安定を期すると共に国民の健康を保持増進せんとする社会

この秋に當り本村は多年の宿望でありました村立国民健康保険病院の建設を計畫せられまして、国民健康事業の合理化を圖られ、本村の国保振興のため及管内国保事業促進の上から意を致し、意と理解ある理事者並に関係各位の御努力に對し深甚なる敬意を表するものであります。

本村は本年村公營事業として再開以來、鋭意事業經營に専務せられ、常に住民の健康に意を注いで居らるゝのであります。

今日の直營診療施設の完備は本村の医療に與える恩恵は申すまでもなく、国保事業にも一大光彩を深からしめるものと確信するものであります。

莫くは村民各位に於かれましては本制度の眞の意義を認識せられ、本村の国民健康保険事業を育成強化せられ、共に、本病院が益々發展され、持たれたその機能を充分發揮願ひ、まして新日本の建設に全幅の御努力を願つて止みません。

本日新築なりました病院を拜御し、内容の設備が他に遜色なく、機能の十全を完うし得るものと存せられます。職員各位に於かれましては、和心一致經營に御精進せられ、村民各位の御誠意に應えられよう切望して止みません。

管内町村長代表祝辭

希望多い新春を迎へ、本日茲に国民健康保険直營病院の開院式を挙行せらるゝに當りまして、皆様と共に祝意を表する機会を得ましたことは、洵に喜びに堪えない次第で御慶びます。

我が国が文化国家として再建し、やうとする努力は今や全国に濟まらざる地方の爲に洵に御同慶に堪えない次第で御慶びます。

その御熱意に對しては衷心より敬意を表するものであります。

本日新築なりました病院を拜見致しまして、構造内容の設備等、実に理想に御座います。

に最も重要な問題であらうと思ふのであります。かゝる重要問題の一節が昭和十三年に国民健康保険法として施行され、爾來十数年各地においてこれが事業が開始されて來つたのであります。

その運営の成績は必ずしも理想に到達したものと雖も、殊に近時経済事情の変動にわづらひ、近時経済事情の不振に、運営不振により事業休止の状態が出て參つたのであります。

政府は国民生活の安定を圖り、国民の健康を保持増進しようとする社会政策の一つとして健康保険事業を強力に推進して參りましたが、その所以は中流階級以下の医療費が高率の支出をなしていることと云ふ事実なのであります。私は国民健康保険の本質は、自動的な相互共済施設であつて、生活保護の様な国家扶助施設ではないといふところの思ふのであります。

管内町村長代表祝辭

この秋に當つて、御村は理事者始め村議會議員、村民各位の熱意と協力によりまして、茲に直營病院施設の完成をみるに至りましたことは、ひとり御村にとどまらず、當地の爲に洵に御同慶に堪えない次第で御慶びます。

その御熱意に對しては衷心より敬意を表するものであります。

本日新築なりました病院を拜見致しまして、構造内容の設備等、実に理想に御座います。

に最も重要な問題であらうと思ふのであります。かゝる重要問題の一節が昭和十三年に国民健康保険法として施行され、爾來十数年各地においてこれが事業が開始されて來つたのであります。

その運営の成績は必ずしも理想に到達したものと雖も、殊に近時経済事情の変動にわづらひ、近時経済事情の不振に、運営不振により事業休止の状態が出て參つたのであります。

政府は国民生活の安定を圖り、国民の健康を保持増進しようとする社会政策の一つとして健康保険事業を強力に推進して參りましたが、その所以は中流階級以下の医療費が高率の支出をなしていることと云ふ事実なのであります。私は国民健康保険の本質は、自動的な相互共済施設であつて、生活保護の様な国家扶助施設ではないといふところの思ふのであります。

この秋に當つて、御村は理事者始め村議會議員、村民各位の熱意と協力によりまして、茲に直營病院施設の完成をみるに至りましたことは、ひとり御村にとどまらず、當地の爲に洵に御同慶に堪えない次第で御慶びます。

来における村民の健康を如何に保つるに充分なる施設と信ぜられて、海に隣しい次第で御座います「健康なる身体には堅実なる精神が宿る」とは古人の言葉もありますが、御村の飛躍は期して待つべきものがあろうと存じます。意義ある式典に臨み、保険事業が盛ん発展せられまう様御祈り致しまして祝辞と致します。

病院長挨拶

本日茲に佐呂間国民健康保険病院開院の祝賀会を舉行するに當り、酷暑の折柄にもかかわらず多数関係各位の御來臨を辱し丁重なる御祝辞を賜りました事につきまして、病院を代表して深甚なる感謝の意を表するもので御座います。

御承知の通り本病院の開院につきましては、村民各位は元より関係官公署の極めて熱意のある御支援と、村理事者のたゆまざる努力の結果が佐呂間全村民の福祉厚生のため、近郷綿にみる内容と外観共に充実した本病院の施設となつたものでありまして、醫業に身を奉ずる者にとつて、誠に感慨深いものがございます。

不肖図らずも村理事者の乞ひにこたへ昨年十一月赴任して以來関係各位の極めて厚意ある御指導と御援助により、歳の瀬も迫つた十二月十五日開業し、爾來其の任の重きを感じ乍ら只管院務に努めて居るものでござい

ます。御承知の通り農村に於ける医療のことたるや、今更申し述べるまでもなく何れも医療施設に恵まれず、重患、大手術は其の殆んどが都市の大病院に依存せざるを得なかつた実情にあつて経済

的に恵まれない者の生へ、如何とも手の下し様のない実例であります。浅学其の器でございせんが、小職の意のある処を御拘みとり下さいまして今後本病院の発展と、本村の醫業の充實を期するため更に御指導と御支援を御願ひ致しまして甚だ粗辞でございますが御挨拶と致します。

税務委員會發足する

税の適正賦課をなすことは仲々至難な事である。殊に地方税の改正に伴ひ村税の大半を占むる固定資産税並に村民税等については村民の一大協力なくしては到底その適正を期することは不可能である。

如何に村理事者がハツチャキになつても村民に基く公平な資料の提出を村民全体が爲さざる以上公正は期されないのである。村當局ではこれが適正を期するにはどの様な方法を取ればよいかにつき關心考慮中であつたが先程正案を得たので去る十二月十八日の本村議事に諮り、別項の如き会則を設定、新年早々発

足した。尚会則第四條に規定する二〇名の委員は次の通り村議会の選任を得て村長が夫々委嘱した。会則第七條による委員長は大橋與三氏副委員長は山内春芳氏に決定した。

委員 氏名
村議會側より
山内 春芳、山元 邦良
西田 要造、大澤佐太郎
江田喜太郎、内村 稔
川村長次郎、内田 忠
久米多鶴夫、玉井繁太郎

農業者側より
深澤 則勝、山本 三光
太知 治一、中村 正
水産業者側より
般木 長藏
林業者側より
杉谷 保
商工業者側より
林 葆、大橋與三
その他
農協専務、川上 良夫

佐呂間村税務委員會則

第一條 この委員會は国税、地方税の均賦課に必要な資料を國及地方公共團體に提供し又は意見を具申し併せて納税の速進に協力することを目的とする。

第二條 本會の名稱を佐呂間村税務委員會と稱す。

第三條 本會の事務所を佐呂間村役場内に置く。

第四條 本會の委員を二〇名とし、議會が選任し村長が委嘱する。

第五條 委員の内一〇名は議員とする。

第六條 委員の任期は議會議員の任期とする。

第七條 委員は正當の理由なくして辭任することが出来ない。

第八條 委員會は委員が互選する。

第九條 委員會は委員の半数以上出席しなければ議事に入る事が出来ない。

第十條 會議の議事は過半数以上を以て決し可否同数のときは議長が決する。

第十一條 會議の議長は委員長に當る。

第十二條 左の事項は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第十三條 委員の變更

第十四條 委員の選任

第十五條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第十六條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第十七條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第十八條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第十九條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第二十條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第二十一條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第二十二條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第二十三條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

第二十四條 委員會は委員の三分の二以上出席し、出席委員の三分の二以上の議決を要する。

農業手形制度改正さる(農産係)

昭和二十七年年度の農業手形制度については去る十二月改正されたがその要點を摘記すると、一、從來個人又は連名で借用證を差入れてきたが、今回の改正によつて五名以上の連帯制をとることになり、このため予め連帯義務契約書を作成した上で、連帯農家の一人が借りる場合でもその都度連帯借用證を差入れることとした。

二、從來個人毎に保管されていた金融證明票は連帯制をとることになつたため金融證明手帳となり連帯名農家夫々の個人表とその集計表を綴じ合せ連帯農家の代表者が保管することとなつたこと。

三、金利が一般公定歩合の引上に伴つて從來の二銭四厘から二銭五厘に引上げられた。

昭和二十六年産

主要食糧供出完納す

昭和二十六年産主要食糧供出は農家の皆様の涙ぐましい御努力と絶大な御協力によつて実に管内随一という見事な成績で完了する事が出来ました事は深く感謝の意を表する次第です。

尚、最近の新聞紙上で御存知の事と、存じますが近く道より主要食糧供出優良町村として表彰される事になりました事を併せてお知らせ致します。

一月三十一日現在の本村の主要食糧供出進捗状況は左の通りです。

区分	供出制當量	供出量	超過供出量	同上割合
米	一五〇〇〇	二二五〇〇	一〇五〇〇	一六六%
小計	一八〇〇〇	二二五〇〇	一四五〇〇	一六六%
小麦	一〇〇〇〇	一〇九七五	九七五	一〇九%
裸麥	一〇〇〇〇	一〇九七五	九七五	一〇九%
小計	二〇〇〇〇	二一九七五	一九七五	一〇九%
総合	一八〇〇〇	二二五〇〇	一四五〇〇	一六六%

一月中行事表

一日 村議事堂において新年交禮会開催
二日 成人祭執行奉列のため幸松主事遠速校へ

四日 御用始め 全吏員執務
五日 佐呂間村消防團第一分團出初式舉行
六日 平衡交付金事務打合せ出席のため有川主事網走市へ
七日 佐呂間村消防團第二分團出初式舉行 利村長及越智書記並第一分團員出席
八日 技藝学校開設打合せのため幸松主事若里校へ午後三時より村議事堂において役場職員及同家族合同新年親睦会舉行
九日 ララ物資配分打合せ出席並建設工事事務處理のため木下主事及上城技手網走市へ
十日 佐呂間村水灯吟社新年俳句会を議員控室において開催
十一日 身体障害者一齊調査のため市川、小野兩書記村内一円へ
十二日 路線新設設立会のため大場技手若里へ
十三日 佐呂間市街地火防組合役場を議員控室において開催
十四日 選挙管理委員会を役場委員室において開催、佐呂間市街地清掃組合役員會議を村議事堂において開催、午後六時より衆議院議員松田鉄蔵氏の国会報告演説会を村議事堂にて開催

報告演説会を村議事堂にて開催
十五日 昭和二十六年、七年産六、三割補助事業打合せに青年育成協議会出席のため幸松主事留辺薬町温根湯へ
十六日 昭和二十七年年度起債全体計画打合せのため有川主事北見網走市へ
十七日 畜産施設補助調査のため相澤書記及田町事務生知来、若里、下佐呂間へ
十八日 技藝学校開校式奉列のため幸松主事若里校へ
十九日 村民税第四期分令書発布
二十日 成人祭執行奉列のため、榮村長、土田收入役、船木助役、相田主事、仲川主事、幸町主事夫々各校下部落へ
二十一日 自家発電補助事務打合せ特別平衡交付金接納のため船木助役札幌市へ
二十二日 午後六時より衆議院議員林好次氏、国会報告演説会を村議事堂にて開催
二十三日 國保病院開院式、佐呂間中学校にて舉行
二十四日 佐呂間村消防團幹部会を役場委員室にて開催
二十五日 自家発電事務打合せのため船木助役北見市へ
二十六日 明年度入殖計画並住宅需給状況事務處理のため木下主事網走市へ
二十七日 衛生事務打合せのため中村主事遠軽町へ
二十八日 社会福祉事務所出張出張所開所式並地区町村長會議出席のため有川主事遠軽町へ
二十九日 有川主事遠軽町へ
三十日 平衡交付金及六、三割補助及それに伴う有川主事網走市へ
三十一日 國保診療報酬審査会を役場委員室にて舉行、並に有川主事網走市へ
三十二日 工業調査並交付金管理状況調査のため相澤書記及船渡事務補仁倉、下佐呂間へ
三十三日 学童対策一斉しらみ駆除対策実施のため中村主事及川崎書記村内一円へ
三十四日 固定資産評價再調査のため船木評議員仲川、佐藤、宮崎各主事及主事員及事務委員村内一円へ
三十五日 諸税出張徴収のため税務吏員村内一円へ
三十六日 橋本鈴木兩議現況調査のため上城技手若里へ
三十七日 地代家賃統制会改訂に伴う説明会出席のため相田主事遠軽町へ

村連合青年團事業計画決る

佐呂間村連合青年團事業計画決るの通り、
(一) 佐呂間村青年團設置(二月)
(二) 佐呂間村青年團並に村當局佐呂間村社会教育委員会の絶大な支援を得て開催する。
(三) 團員研究集会 四月中旬(中佐呂間)
(四) 社会教育委員会の協賛を得て開催する。
(五) 女子部講習会 七月中旬(宮武士浜)
(六) 女子部講習会 七月下旬(宮武士浜)
(七) 第五回角力大会 富武士浜(七月下旬)
(八) 八月下旬(中佐呂間)
(九) 農業講座 四月中旬(中佐呂間)

三十七 三十一日 平衡交付金及六、三割補助及それに伴う有川主事網走市へ
三十八 日 國保診療報酬審査会を役場委員室にて舉行、並に有川主事網走市へ
三十九 日 工業調査並交付金管理状況調査のため相澤書記及船渡事務補仁倉、下佐呂間へ
四十 日 学童対策一斉しらみ駆除対策実施のため中村主事及川崎書記村内一円へ
四十一 日 固定資産評價再調査のため船木評議員仲川、佐藤、宮崎各主事及主事員及事務委員村内一円へ
四十二 日 諸税出張徴収のため税務吏員村内一円へ
四十三 日 橋本鈴木兩議現況調査のため上城技手若里へ
四十四 日 地代家賃統制会改訂に伴う説明会出席のため相田主事遠軽町へ

計に幸ひ日本建設のため